

# 国家機関の建築物等の使用・保全段階における各省各庁の役割 (概要)

## 国土交通省 官庁営繕部

## 施設(財産)管理者 <各省各庁>

## 国有財産の総括機関 <財務省理財局>

- 指導
  - ・保全の適正化について、保全の基準を定め指導【第13条】
  - ・保全に関する必要な報告又は資料の提出を求める【第13条】
- 勧告
  - ・位置、規模及び構造の基準の実施について勧告【第13条】
  - ・保全の基準の実施について勧告【第13条】
  - ・保安上又は防火上危険であると認める場合の勧告【第8条】
- 修繕  
(各省庁が行うものを除く【第10条】)

- 適正に保全【第11条】
- 損傷、腐食その他の劣化の状況の点検【第12条】
- 国有財産の管理及び処分
  - ・良好な状態での維持及び保存
  - ・用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分【第9条の5】

- 国有財産法 関連**
- 国有財産の総括
    - ・各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めること【第10条】

- 庁舎等使用現況及び見込報告書の作成・送付【第3条】

- 庁舎等の使用調整
  - ・庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすること【第4条】
  - ※「庁舎等」に国が借り受けているものを含む

官公庁施設の建設等に関する法律 関連

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法 関連

※使用調整に協力を求めることができる【第4条】